

『水左記』 註釈(康平五・六年)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学大学院文学研究科 公開日: 2019-04-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 磐下, 徹, 久米, 舞子, 堀井, 佳代子 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20200416-001

Title	『水左記』註釈(康平五・六年)
Author	磐下, 徹 / 久米, 舞子 / 堀井, 佳代子
Citation	人文研究. 71 卷, p.157-171.
Issue Date	2020-03-31
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科
Description	進藤雄三教授 : 関茂樹教授 : 塚田孝教授退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

『水左記』註釈（康平五・六年）

磐下 徹・久米 舞子・堀井佳代子

『水左記』は平安時代後期に村上源氏の源俊房（一〇三五～一一二二）が残した日記である。平安期の貴族の日記には、儀式・年中行事の様子を中心に、朝廷内外の出来事が記録されている。これらの記事は、当時の政治・行政・社会の在り方を伝える貴重な史料である。また、『水左記』には一〇六一～一一一三年までの記事が断続的に残されているが、この期間には撰関政治から院政へという政治形態の大きな変化が生じている。このことから、この日記は古代から中世への移行期の様相を知るうえで重要な史料であるといえる。今回はこうした『水左記』の康平五・六年（一〇六二・三）の記事を紹介するとともにその註釈を提示して、時代の大きな転換期である平安時代後期研究の一助としたい。

一、『水左記』解題と本稿の構成

『水左記』は平安時代後期の貴族である源俊房（一〇三五～一一二二）の日記である。『水左記』なる書名は、俊房の姓である「源」のさんずいと、極官である左大臣に由来する（他に俊房の居所に由来する『堀川左大臣記』などの書名もある）。本稿では、その康平五・六年（一〇六二・三）の記事を紹介・註釈する。

『水左記』は断続的ではあるものの、逸文なども含めれば康平五年から永久元年（一一一三）までの半世紀以上にわたり記事が残されて

いる。特に康平七年、承暦元年（一〇七七、秋冬記のみ）、同四年、永保元年（一〇八一、秋冬記のみ）、応徳元年（一〇八四、春夏記と別記）については自筆記が残されており、平安時代の現存する自筆日記としては藤原道長の『御堂関白記』に次いで古い。

また『水左記』の時代は、撰関政治から院政への転換期を含んでおり、古代から中世への時代の変化を追跡できる史料でもある。とりわけ一一世紀後半は、同時代史料の数が極めて限られており、その意味でも『水左記』の史料価値は高い。しかし、これまで『水左記』の記事そのものを精確に読解した註釈類は管見の限り見当たらない。

そこで本稿では、平安時代後期という時代の転換期の研究を進める

基礎的作業として、『水左記』記事の註釈（康平五・六年分）を試みた。

本稿の註釈は、【本文】【書き下し】【註】により構成されている。以下、それぞれの内容について略記する。

【本文】

『水左記』の本文はすでに増補史料大成に活字化されているが、写本にもとづく字句の異同を確認したうえで再掲することとした。今回とりあげる康平五・六年については、自筆本が残されておらず、後世の写本によってのみ本文を知ることができる。

現在古写本として知られているのは、室町時代に書写されたとされる公益財団法人前田育徳会尊経閣文庫所蔵の三条西家旧蔵本（以下、前田家抄本）のみである。そのほか、国立公文書館や宮内庁書陵部など国内の諸機関には江戸時代以降の新写本が所蔵されている。新写本ほとんどが前田家抄本に由来するものと考えられているが、両者の厳密な関係は明らかではない。本来であれば、これらの写本系統の調査結果にもとづき翻刻の際の底本や対校本を決めるべきであろう。しかし、今回は記事の読解・註釈を優先し、写本調査については今後の課題としたい。

ひとまずは増補史料大成と同様に、国立公文書館内閣文庫所蔵の『水左記』（六冊本、請求番号一六〇―一三三―、以下、内閣文庫本）を底本に、前田家抄本を対校本として用いることにする。内閣文庫本は、明治一七〜二四年（一八八四〜九一）に、政府の修史事業の一環

として太政官修史館や内閣臨時修史局、帝国大学臨時編年史編纂掛によって書写・校合されたものである。校合には前田家抄本を用いており、字句が異なる場合は朱で前田家抄本の字句が傍書されている。今回の翻刻にあたっては、底本に朱の傍書がある場合には、対校本の該当箇所を確認した上で、原則として底本の字句を朱の傍書に改めて翻刻した。そうでない場合などについては【註】を付して説明を加えた。

なお、対校本である前田家抄本については、『尊経閣善本影印集成65 水左記』（八木書店、二〇一七）に掲載されたカラー写真で確認した。翻刻の際の注記等については後掲の《凡例》を参照されたい。

【書き下し】

【本文】にしたがって書き下し文を掲載した。できるだけ平易に書き下し、一部の漢字表記はかなに改めている。別字（誤字）・脱字などと判断される箇所については、【本文】に付した注記にしたがって適宜字句を改めた上で書き下した。また、書き下し文には註番号を振り、当該記事の理解に資すべき内容を中心に【註】を付した。註番号は月単位としている。

【註】

記事に登場する人物や行事（儀式）名、その他語句などを中心に註釈文を作成した。註釈に際しては、当該期の出来事を記した編纂史料や儀式書などを参照しつつ、抛るべき先行研究も紹介しながらできるだけ精確かつ端的な叙述を心がけた。該当箇所が長大な場合、見出し

として、首尾の各三字のみを掲出した。記事の省略や写本の誤字・脱字等により解釈が困難な箇所も散見するが、それらについても然るべき根拠を示しながら、一定の解釈を提示するように努めた。

以上が本稿の構成である。なお、本稿は磐下が主催する「水左記輪読会」の成果を原稿化したものである。この会は二〇一八年七月より月一回の開催を原則に継続している。現在の参加者は、北村安裕・久米舞子・黒須友里江・重田香澄・堀井佳代子・宮川麻紀・磐下である。今後も本稿の続きとなる註釈の作成・公開を進めていく予定である。今回は、康平五年を磐下が、康平六年正月から二月一六日を久米が、同年二月二五日から七月を堀井が執筆している。

《凡例》

- ・【本文】と【書き下し】には原則として常用漢字を用いた。
- ・写本等の文字を別字と解釈した場合は、該当する文字の横に〔別字＋カ〕と表示した。
- ・写本等に脱字があると判断した場合は、文字を補うべき箇所に〔脱字＋脱カ〕と表示した。
- ・衍字と判断した場合は、該当する文字の横に〔衍〕と表示した。
- ・写本等に傍書が記されている場合は、該当箇所に表示した。
- ・写本等で割書（細字双行）になっている箇所はへんじで表示した。
- ・【註】で言及した一部の史料等については、左記の略称を用いた。

『大間成文抄』 ↓ 『成文抄』
 『本朝統文粹』 ↓ 『統文粹』
 『倭名類聚抄』 ↓ 『倭名抄』
 『平安京提要』 ↓ 『提要』

《参考文献》

前田育徳会編『国宝 水左記』（前田育徳会発行、勉誠出版販売、二〇一三）
 石田実洋「尊経閣文庫所蔵『水左記』解説」（『尊経閣善本影印集成65 水左記』八木書店、二〇一七）

（磐下徹）

二、註釈

（一）康平五年正月

【本文】

康平五年

正月大

五日癸丑。天晴。参大納言殿。被仰云、未昇殿者、今日不可参者。随不参間、藏人弁伊房以内豎生百昇殿之由。即参内。御前事初了。――以藏人弁伊房、令申大納言殿。返事云、先昇殿上、事了後、令申悦者。如仰事了後、於弓場殿令奏事之由之後拜舞。慶賀之後、初承勅授带剣。廿七日乙亥。天晴。早日参大納言殿。今日除目云々。余申大納言殿云、諸卿二合幾年許給候乎。謂余曰、五年一度也、是過一任間也、抑二合

事密事也、不可云人。余申云、如何候事哉。又謂云、某二合者、大弓師・葉師等、二合当年給、々諸卿名也者。午初許帰六条亭、者束帯参殿下。次参内裏。事初申、亥了。執筆内府。明日依御物忌所罷籠也。廿八日。除目第二夜也。今日不召諸国文書。

【書き下し】

康平五年

正月大

五日癸丑。天晴る。大納言殿に参る。仰せられて云はく、未だ昇殿せざれば、今日参るべからず、てへり。随ひて参らざるの間、藏人弁伊房内豎を以て昇殿の由を告ぐ。即ち参内す。御前の事初めりぬ。一蔵人弁伊房を以て、大納言殿に申さしむ。返事に云はく、先づ殿上に昇り、事了るの後、悦を申さしめよ、てへり。仰の如く事了るの後、弓場殿に於て事の由を奏せしむるの後拜舞す。慶賀の後、初めて勅授帯剣を承る。

廿七日乙亥。天晴る。早旦大納言殿に参る。今日除目と云々。余大納言殿に申して云はく、諸卿の二合は幾年ばかりに給ひ候ふや。余に謂ひて曰く、五年に一度なり、是れ一任を過ぐるの間なり、抑も二合の事は密事なり、人に云ふべからず。余申して云はく、如何に候ふ事や。又謂ひて云はく、其れ二合は、大弓師・葉師等、当年給を二合し、諸卿に給ふの名なり、てへり。午初許六条亭に帰り、束帯を着して殿下に参る。次で内裏に参る。事申に初め、亥に了りぬ。執筆は内府。明

日御物忌に依り罷り籠るところなり。

廿八日。除目第二夜なり。今日諸国文書を召さず。

【註】

(1) 大納言殿 源師房(一〇〇八〜一〇七七)。正二位。父は具平親王(村上天皇皇子)で、俊房・顕房・師忠らの父。姉の隆姫女王は藤原頼通の妻と同じく姉の嬪子女王も藤原教通の妻となっており、自身も頼通の猶子となっている。また、妻は藤原道長女の尊子(母は源高明女の明子)で、娘の麗子は頼通男の師実の妻となり、子には師通がいる。このように道長一家と強い結びつきを有しており、東京大学史料編纂所所蔵『台記』仁平三年(一一五三)冬記の二月二日条には「雖源氏、土御門右丞相(源師房)子孫入御堂(藤原道長)末葉。彼右府為宇治殿(藤原頼通)子故也」とみえている。こうした道長にはじまる撰関家に近い立場が、院政期における村上源氏興隆の基礎となった。右大臣・左近衛大将まで進み従一位に叙された。主に土御門第と呼ばれる邸宅に住んだことから、「土御門右大臣」などと称される。故実に詳しく、日記『土右記』の逸文が伝えられている。

(2) 仰せら：からず 「仰せ」たのは師房。俊房がまだ昇殿を果たしていないため、内裏でおこなわれた叙位に参加する必要はないと指示している。この日に叙位があったことは、『公卿補任』源顕房の項から確認できる。昇殿とは、天皇の常御殿である清凉殿南廂の殿上の間に伺候すること。昇殿者は天皇によって選ばれた公卿、四・五位侍臣(殿上人)、藏人からなり、天皇の陪膳や宿直をとめた。この昇殿の資格は代替わりや官職の異動、位階の昇進のたびに更新されなければならなかった。俊房は前年の一二月八日に参議から権中納言に進んでおり、改めて昇殿を許す旨が下される必要があったため参内すべきではないと師房は判断したのであろう。

(3) 藏人弁伊房 藤原伊房(一〇三〇〜一〇九六)。左少弁、五位藏人(正五位下)。父は行成男の行経。弁官や藏人頭を歴任した実務官僚。延久四年(一〇七二)に参議・左大弁に任じ、承暦四年には権中納言に至る。寛治二年(一〇八八)大宰権帥を兼ねて翌年彼の地に赴任した。しかし契丹(遼)

との私貿易が発覚し、同八年に権中納言の職をとどめられ、位階も一級降されて従二位とされた。嘉保三年（一〇九六）に本位の正二位に復されたが、同年薨去。祖父の行成の書を受け継ぎ、世尊寺流の能書家として知られ、その書跡は尊経閣文庫所蔵『北山抄』などに残されている。

(4) 内豎 宮中の雑用に従事する者。「ちいさわらわ」。内豎所に所属し、公卿別当と六位別当のもと、頭・官人代（執事）、預らによって統括された。内裏で時を告げる時奏に従事するほか、儀式の際の調度の運搬や官人の召喚、内裏外への使者などをつとめた。ここでは蔵人弁の伊房の指示を受け、俊房に昇殿をうながすために派遣されている。俊房の昇殿が許されたのである。

(5) 参内 内裏に参入すること。この時は高陽院が里内裏とされていた。

(6) 御前の事 叙位儀のこと。正月の恒例の叙位は天皇の面前（御前）に公卿らが集まって開催される。俊房が参内した時には、すでに叙位が始まっていた。

(7) ーーー この部分は、底本・対校本ともに「ー」や「ゝ」などが記されている。おそらく転写の際に読み取れなかった箇所を表現しているのだろう。こうした表現は他にも散見する。

(8) 先ず殿：しめよ この直前に「ーーー」の部分があり判然としないが、参内した俊房が昇殿について蔵人弁の伊房を通じ、叙位に参列している師房に指示を乞うたのであろう。昇殿は、蔵人所別当から下された奉勅の宣旨を蔵人頭が伝宣することで許可され、宣旨が下されると、奏慶・拝舞ののちに殿上間にあがることになっている（『侍中群要』九）。師房は俊房に對して殿上間でしばらく待機した後に奏慶・拝舞するよう指示している。この指示によれば奏慶・拝舞以前に殿上間に着すことになるが、これはすでに昇殿を許された参議が納言に転じた場合などは、宣旨が下る前でも昇殿できることになっていたからであろうか（同上）。俊房は師房の指示にしたがひ、叙位終了後（「事了るの後」）に弓場殿で奏慶・拝舞している。

(9) 拝舞 叙位や任官、禄の支給などに對する謝意をあらわすための動作。再拝したのちに笏を置き、立ったまま上体をかがめて袖を左右左に振り、さらにひざまづいて同様の所作を繰り返す、最後に一揖してから立ち上がり、もう一度再拝するというもの（『拾芥抄』中、儀式層部）。

(10) 勅授帯剣 本来帯剣を許されている武官など以外に、飾太刀の佩用を許すこと。主に親王や中納言以上の公卿に對して認められた特権の一種。公卿の場合は、武官を兼ねない者が新たに中納言に任じられた時や、武官を兼ねていた公卿が、昇任などにより武官を離れる時に奉勅の宣旨が下されて認められた。俊房は康平四年には参議・左近衛中将であり武官を兼ねていたが、同年末の権中納言への昇進に際して左中将を離れているため、勅授帯剣されたのである。勅授帯剣も代替わりなどに際して改めて宣旨が下される必要があった。なお『公卿補任』の俊房の項では正月七日に勅授帯剣としている。

(11) 除目 京官と外官（国司）のほとんどを任命する儀礼。春と秋に恒例の除目がおこなわれ、恒例の場合は天皇は清涼殿の昼御座に出御し、公卿らも同殿東の孫廂の座に着して事がおこなわれた。春の除目は国司の任命を中心に三日間行われ、梶召除目と呼ばれた。この時も翌二八日条に「除目第二夜」とあり、三日間行われたのであろう。

(12) 諸卿の二合 一合とは年官における任官法の一つ。年官とは、天皇・上皇や親王、三后などの皇族と、参議以上の公卿に年ごとに与えられた官職の申任権のこと。年官を与えられた者は給主と呼ばれ、給主は任料を納めた希望者を任官させることができた。概ね国司の掾（三分官）、目（二分官）、史生（一分官）が対象とされ、給主の地位や身分に応じて与えられる官職の種類や数（任官枠）は異なっていた。与えられた任官枠は、一枠ずつ申任するのが原則であるが、例えば目（二分官）一人と史生（一分官）一人を合成して、掾（三分官）一人を申任することもできた。これが二合である。二合は参議であれば五節の舞姫を献上した翌年に認められるなど、一定の条件を満たした場合にのみ許された。また、『年中行事抄』外国除目事遺誠によれば、中納言以上は四・五年ごとに二合を許すとある。本条でも、二合は何年おきに許されるのかという俊房の問いに對し、師房は「五年に一度」と答えているが、これは両者とも中納言以上であることを前提とした会話であろう。また、師房は五年間空ける理由を「一任を過ぐるの間」だからであると説明しているが、これは年官の対象となった官職が、主に任期が四年の国司（大宰府および西海道諸国司は五年）だからである

う。さらに師房は、二合を用いることは、他人に秘すべき密事であると述べている。

(13) **其れ二：名なり** この部分の冒頭は底本では「某」となっており（前田家抄本も同様）、また後続部分も含めて意味がとりづらい。『倭名抄』（元和古活字本）職官部の職名項目では、太政官史生について、史生は一分官であり、同じ一分官には諸国医師や博士、醫師が含まれると註釈し、医師（師）の訓を「久須之（くすし）」、醫師の訓を「於保由美乃之（おほゆみのし）」としている。これを踏まえれば、本条の「大弓師」は醫師を、「薬師」は医師を指すと考えられる。三善清行の『意見十二箇条』（延喜十四年〔九一四〕）の「一、請停以贖勞人補任諸国檢非違使及醫師上事」には「今件醫師、皆充年給、許令斥売」とあり、醫師が一分の年官に利用されていたことが分かる。同様に『西宮記』三、一分召（巻次は故実叢書本による）に引用された内給（天皇の年官）の書様には、「大和権医師從七位上多宿禰、〈御鷹飼正右府生〉や「播磨権醫師從八位上犬飼造今成〈作物所人〉」という記載が確認でき、醫師とともに諸国医師も年官の対象となっていることが確認できる。時野谷滋氏は、一〇世紀以降の年官における二合の特色として、一分官の有名無実化を指摘している。即ち、一〇世紀半ばにはまだ年官による一分官への任官の需要があったものの、同世紀末以降には一分官を任用する一分召の実施を示す史料が確認できなくなる。したがって、一分官そのものが有名無実化し、一分の年官も実質的な意味を失ったため、二合によって実体を保っている二分・三分官の申任がおこなわれるようになったと考えられるのである（時野谷滋「年給制度の研究」『律令俸禄制度史の研究』吉川弘文館、一九七七）。これらのことを勘案すると、本条も一〇世紀末以降の二合についての言及と理解できるのではないだろうか。俊房の「そもそも二合とはどういうことなのか（如何候事哉）」という問いに対し、師房は「公卿に与えられたその年の年官の申任権（当年給）の中の、醫師や医師といった一分の権利を合成し、公卿らに与えたのが二合と名づけられたのだ」と答えていると理解したい。この想定にもとづき、冒頭の「某」を「其」の誤字と考えて「其れ二合は：」と解釈した。

(14) **六条亭** 俊房の当時の居所。六条三坊二町と東隣の七町には、具平親王

の別邸である「千種殿」が、また五町には俊房弟の頭房の「六条殿」が所在しており、六条には村上源氏関係の邸宅が集まっていたようである（『提要』『栄花物語』三七）では、天喜五年（一〇五七）に、俊房が後朱雀皇女で尊仁親王（のちの後三条天皇）の姉妹にあたる前斎院娟子内親王と密通・婚姻して勅勘を蒙った際の居所を、「六条にいとをかきき所、大納言殿・領せさせ給けるにぞ、おはしまさせ給ける」としている。この「大納言殿」（師房）が領していた邸宅を千種殿とすれば（日本古典文学大系『栄花物語』注釈）、このときの「六条亭」も「千種殿」かもしれない。なお、俊房の邸宅については、土岐陽美「源俊房とその第宅」（『東京大学史料編纂所研究紀要』一五、二〇〇五）に詳しい。

(15) **殿下** 藤原頼通（九九二—一〇七四）のこと。時に関白太政大臣、従一位。

(16) **執筆** 叙位・除目を統括する筆頭大臣（一上）のこと。この場合は除目の執筆で、内大臣藤原師実がつとめている。除目執筆は、大間書に天皇や関白の同意を得ながら新たな任官者を書き込んでいくという重要な役割を担った。なお、大間書とは、官次にしたがって欠員の生じている官職名を列挙した文書のこと。官職名の下には、執筆が新任者を書き込むための空白が設けられている。大間書から除目の正式な結果をまとめた召名が作成された。

(17) **内府** 内大臣藤原師実（一〇四一—一一〇一）のこと。頼通男、母は具平親王男の因幡守頼成の娘の祇子。頼通の後継者として、承保二年（一一〇七五）には氏長者、白河天皇の関白となる（時に左大臣）。応徳三年（一一〇八六）には堀河天皇の摂政となり、嘉保元年に、氏長者・関白を子の師通に譲った。師通の母は師房女の麗子である。歌に秀で寛治七年、嘉保元年には歌合を主宰し、歌集に『京極関白集』がある。

(18) **明日御：り籠る** 御物忌は天皇の物忌のこと。天皇の物忌の期間には内裏の出入りがはばかられる。そのため、物忌中に天皇の前で行事を行う場合には、参加者は前日の丑刻までに参内して候宿する必要がある。本条でも、俊房たち公卿は翌日の除日に継続して参列するため、この日は内裏にとどまったのである。

(19) **諸国文：召さす** 除目にあわせておこなわれることの多い受領功過定を

開催しなかったという意味か。受領功過定とは、公卿らが任期を終えた受領の在任中の勤務成績を、中央への貢納物の納入状況や地方財源である正税の運用状況など、財政面を中心に審査する会議のこと。陣定の一種とされるが、通常と異なり参列者の全会一致が必要とされた。受領の審査に際しては、勘解由使や主税寮、主計寮の作成した勘文など多くの文書が参照された。本条の「諸国文書」は、『江家次第』四、定受領功課事で、定の開催にあたって召された「受領功課文書」のことであろう。

(磐下徹)

(二) 康平五年二月

【本文】

二月

十九日。天晴。以道風、借予智家。書〔昆明春水満カ〕混春水満本也。

【書き下し】

二月

十九日。天晴る。道風^①を以て、智家^②に借予す。昆明春水満^③を書くの本なり。

【註】

(1) 道風 小野道風(八九四〜九六七)のことか。藤原佐理、藤原行成とともに三蹟と称される能書家。ここでは道風の書いた手本のことを指すか。俊房も能筆として知られることから、道風の手本を所持していたのだろうか。

(2) 智家に借予す 智家は未詳。ただし同時代には藤原知家が知られている。

「借予」は、「予」にあたえる・たまうの意があることから、借与のこと。俊房は智家に道風の手本を貸し与えたのだろう。

(3) 昆明春水満 『白氏文集』(那波本)三、諷諭三、新樂府に収められた「昆明春水満」の詩のことを指すか。俊房は道風の書いた「昆明春水満」の手本を智家に貸したという意味であろうか。

(磐下徹)

(三) 康平五年五月

【本文】

五月小

六日壬子。天晴。左衛門督所被借史記三卷今日被返。又所被借三四卷也。

【書き下し】

五月小

六日壬子。天晴る。左衛門督借りらるるところの史記三卷今日返さる。また三・四卷を借りらるるところなり。

【註】

(1) 左衛門督 藤原俊家(一〇一〜一〇八二)。権中納言で正二位。父は道長男の頼宗(母は源高明女の明子)。母は藤原伊周女。姉妹の一人は師房の妻となっている。また娘の全子は、師実^①に嫁いだ師房女の麗子(俊房同母姉妹)の子である師通の妻となっている。なお、孫には『中右記』を残した宗忠がいる。近衛次将を経て蔵人頭に補し(頭中將)、長暦二年(一一〇三)に参議、永承三年(一一〇四)には権中納言に進む。康平四年(一一〇

○六一）左衛門督を兼ね、同七年に檢非違使別当となる。翌年大納言兼民部卿となり、承暦四年（一〇八〇）には右大臣に至る。大宮大路の邸宅に住み、「大宮右大臣」などと称される。日記『大右記』を残したとされるが、逸文が伝わるのみである。俊房とは血縁関係（母方のいとこ）にあるため、本条のような漢籍の貸し借りなどの交流があったのだろう。

（磐下徹）

（四）康平六年正月

【本文】

康平六年

正月大

七日己酉。雨降。内弁、大納言殿。

【書き下し】

康平六年

正月大

七日己酉。雨降る。内弁、大納言殿。

【註】

〔一〕内弁 正月七日の白馬節会における内弁のこと。平安宮内裏では承明門内において、式の進行を主導する。『西宮記』一、節会に「大臣不參之時、納言依宣旨行内弁事」とあり、本来は大臣が内弁を務めるべきであるが、不參のため権大納言の源師房が務めたとみられる。

（久米舞子）

（五）康平六年二月

【本文】

二月大

一日。天陰。雨不降。依生氣方、訪不動堂。次詣清水寺。

十六日戊子。天晴。早朝參殿下。前鎮守府將軍源賴義朝臣所進俘囚貞任・重任・經清等首并降人交名・解文、右大弁令進覽之。殿下召頭弁給之、被仰可奏之由。頭弁給解文退出。余又參大内。頭弁持參經奏聞、以件解文下治部卿。于時卿候奥座。但交名者留御所。治部卿下頭弁。々々召大夫史実長下之。実長召大夫尉源賴俊於右衛門陣、口宣可請取件首等之由。賴俊引率檢非違等、奉宣退出了。余又退出。抑件俘囚首、本所隨騎兵二人（一人儻仗季俊、一人軍曹）・歩兵二十余人許也。各被介冑、殊耀武威。先於粟田山・大谷北丘上踟躕徘徊。三首各挿鋒植之。余偷行見之。漸及晡刻、指洛持入。檢非違使於四條京極間請取。其儀按本鋒、以檢非違鋒挿之。即以着欵持之。先貞任、次重任、經清也。但鋒緋銘其姓名。又各傍着督長二人（免十余人相從。三絶相別渡行。觀者或車或馬、亦緇亦素。始自粟田之下迄于華洛之中、駱駝雜錯、人不得顧。奔車之声、晴空聞雷。飛塵之色、春天弘霧。希代之觀、何比之有乎。於戲皇威之在今、更不恥於古者歟。但從四條西行朱雀大路、至于西獄標木梟之云々。

廿五日。天晴。自今日有除目事。

廿七日。天晴。今日、除目入眼也。

【書き下し】

二月大
 一日。天陰る。雨降らず。生氣の方に依り、不動堂を訪ぬ。次で清水寺に詣づ。
 十六日戊子。天晴る。早朝殿下に参る。前鎮守府將軍源頼義朝臣進るところの俘囚貞任・重任・経清等の首ならびに降人交名・解文、右大弁これを進覽せしむ。殿下頭弁を召しこれを給ひ、奏すべきの由を仰せらる。頭弁解文を給はり退出す。余また大内に参る。頭弁持参し奏聞を経て、件の解文を以て治部卿に下す。時に卿奥座に候ず。但し交名は御所に留む。治部卿頭弁に下す。頭弁大夫史実長を召しこれを下す。実長大夫尉源頼俊を右衛門陣に召し、件の首等を請け取るべきの由を口宣す。頼俊檢非違使等を引率し、宣を奉り退出し了りぬ。余また退出す。抑も件の俘囚の首、本より随ふところは騎兵二人（一人は兼仗季俊、一人は軍曹）・歩兵二十余人ばかりなり。各介冑を被り、殊に武威を耀かす。先に粟田山・大谷の北丘上に踞蹕し徘徊す。三首各鋒に挿しこれを植う。余偷み行きこれを見る。漸く晡刻に及び、洛を指し持ち入る。檢非違使四条京極の間に請け取る。其の儀本の鋒を抜き（鋒を代ふと云ふは非なり）、檢非違使の鋒を以てこれを挿す。即ち着鉢を以てこれを持つ。先に貞任、次で重任、経清なり。但し鋒の緋其の姓名を銘ず。また各の傍に看督長二人・放免十余人相従ふ。三絶相別れ渡行す。觀る者或いは車或いは馬、また縮また素。粟田の下より始め華洛の中まで、駱駝雜錯し、人顧みるを得ず。奔車の声、

晴空に雷を聞く。飛塵の色、春天に霧を払ふ。希代の觀、何のこれに比ぶること有らんや。ああ皇威の今に在り、更に古者に恥じざるか。但し四条より西行、朱雀大路、西獄穗木に至りこれを梟すと云々。

廿五日。天晴る。今日より除目⁽³³⁾の事有り。

廿七日。天晴る。今日、除目入眠なり。

【註】

(1) 生氣 氣を生じるはたらき。生氣が存する方角は各月ごとに定められ、治療を受けるときや服薬のときにその方角（生氣方）を向くとよいとされた。なお二月の生氣は丑、北北東。

(2) 不動堂 清水寺の不動堂。『中外抄』下四二「清水寺ニハ不動堂トテ故殿ノ発心地令平癒給堂ヨリ」、「富家語」七一「清水寺ニハ……滝下ニ不動堂ニテ御発心地平癒給之由所聞食也」とある。このとき源俊房は体調が優れず、生氣方にあたり病氣平癒に験のある不動堂・清水寺を参詣した可能性がある。

(3) 清水寺 山城国愛宕郡。創建は宝龜九年（七七八）、賢心（のち延鎮）が觀音の示現である行叡居士の教示に従い、延暦一七年（七九八）に坂上田村麻呂を願主として建立した。本尊十一面觀音は除病延命・増益に靈驗ありとされ、平安京の都市民の信仰を集めた。

(4) 殿下 藤原頼通。このときの居宅は、高倉殿。ここでは、頼通は右大弁からの報告を受け、関白として降人交名・解文を内覽し、頭弁に天皇に奏上するよう指示を出した。なお『富家語』一一四によれば、このとき藤原師実は、頼通に死人の首を見物すべきではないと言われたという。

(5) 源頼義 九八八〜一〇七五。父は源頼信、母は修理命婦。子に義家・義綱・義光がいる。射芸の達人として知られ、長元四年（一〇三一）に父とともに平忠常の乱を平定、相模・武蔵・下野などの受領を歴任した。陸奥国奥六郡の司であった安倍頼良（のち頼時）が、陸奥守藤原登任と衝突するなか、頼義は永承六年（一〇五一）に陸奥守に任じられ、のち鎮守府將

軍も兼ねた。安倍氏追討の前九年合戦は、天喜四年（一〇五六）に始まり、清原氏の来援を得て、康平五年（一〇六二）にようやく平定する。頼義はすでに陸奥守・鎮守府將軍の任期を終えており、前鎮守府將軍として安倍貞任らの首級・降人交名・解文を平安京に運ばせ、それが進覧されたのである。なお頼義自身が平安京に入ったのは、康平七年二月である（『続文粹』六）。

(6) 俘囚 朝廷に服属した東北地方の住民、蝦夷に対する呼称。俘囚は坂東・瀬戸内・北九州に強制移住、分割統治され、また軍事的役割を期待されたが、九・一〇世紀には騒乱を起こす例が続く。一方で自治を容認され、叙位される俘囚も存した。俘囚の呼称は、一二世紀後半以降みられなくなる。(7) 貞任 安倍貞任（？～一〇六二）。父は安倍頼時。前九年合戦では、天喜五年に父頼時が戦死した後も抵抗を続けるが、康平五年七月の清原氏の源頼義への加担により敗退し、同年九月一七日厨川柵で敗れて首を斬られ、その首級は平安京の西獄にさらされた。

(8) 重任 安倍重任（？～一〇六二）。父は安倍頼時。安倍貞任の弟で、厨川柵で敗れて首を斬られ、その首級は平安京の西獄にさらされた。

(9) 経清 藤原経清（？～一〇六二）。父は藤原頼遠。『造興福寺記』永承二年二月二日条に、長者宣により造興福寺料物を課された「藤氏諸大夫」のなかに「経清（六奥）」の名がみえる。「巨権守」「巨理権大夫」（『尊卑分脈』）とあり、陸奥国巨理郡を支配したとみられる。安倍頼時女を妻とし、子に清衡がいる。前九年合戦で源頼義と安倍頼時が対立すると、当初は平永衡とともに頼義に侍したが、永衡が頼義に疑われ斬殺されると、頼時に従った。厨川柵で敗れて首を斬られ、その首級は平安京の西獄にさらされた。

(10) 降人交名 安倍氏軍から源頼義軍に投降した者たちの名簿。『扶桑略記』康平五年二月条に「十七日、国解言……降降者安倍宗任等十一人」、『陸奥話記』「十二月十七日国解」には「降降者安倍宗任、弟家任、則任（出家帰降）、散位安倍為元、金為行、同則行、同経永、藤原業近、同頼久、同遠久等」の一〇人の名がみえる。また『朝野群載』一一、康平七年三月二九日付太政官符は、帰降した安倍宗任・正任・真任・家任・沙弥良増と彼らの従類について記す。

(11) 解文 内外諸司から、太政官及び所管の官司に上申する文書であるが、

個人から官司に差し出す文書、さらに個人対個人で下位の者から上位の者に対する文書にも用いられた。ここでは、前鎮守府將軍の源頼義から太政官に出された解文と考えられる。

(12) 右大弁 源隆俊（一〇二五～一〇七五）。父は源隆国、母は源経頼女。子に俊実（母は源行任女）、隆子（源頼房の妻となり、雅実・賢子（白河中宮、堀河母）・師子（藤原忠実室）を生む）がいる。左兵衛佐、左近衛権中将、近江介等を歴任し、永承六年蔵人頭、康平二年参議となり、議政官として修理権大夫・近江権守・治部卿・右大弁等を兼任した。承保二年に死去。時に正二位権中納言兼太皇太后宮大夫（太皇太后は藤原賢子）であった。

(13) 頭弁 藤原頭家（一〇二四～一〇八九）。父は藤原経通、母は源高雅女。源頼国女を妻とする。少納言、蔵人、美作権介、左少将、近江介、皇后宮権亮（皇后は藤原寛子）、右中弁等を歴任し、康平二年蔵人頭、同六年参議となる。左右中将・内蔵頭・讃岐権守・大宰大式等を兼任し、治暦三年（一〇六七）正三位に叙された。延久四年（一〇七二）致仕。寛治三年出家の後、死去した。このとき、頭家は蔵人頭を兼ねる権左中弁であり、関白に召されて降人交名と解文を受け取り、天皇に奏聞した。

(14) 大内 このとき、里内裏は高陽院。

(15) 治部卿 藤原経任（一〇〇〇～一〇六六）。父は藤原懐平、母は藤原佐理女。藤原齐信の養子となる。右衛門佐、左近衛権少将、備後介、侍従、左中弁等を歴任し、長元三年蔵人頭、同八年参議となる。永承三年権中納言、治暦元年権大納言となり、この間に修理大夫・左兵衛督・檢非違使別当・治部卿・皇后宮権大夫（皇后は藤原寛子）等を兼任。治暦二年死去。このとき、正二位権中納言の経任は上卿であり、天皇から解文を下され、さらに頭弁に下した。

(16) 奥座 陣座の奥側。陣座は、左近衛陣のある日華門の北、紫宸殿の東の宜陽殿の西廂にある。このとき、里内裏である高陽院の陣座の位置は未詳だが、寛治六年に再建された高陽院では「西中門南廊」（『中右記』承德元年（一〇九七）一月一七日条）に位置した。

(17) 大夫史実長 惟宗史実長。大夫は五位の意。大史の官位相当は正六位上であり、五位で務めるとき大夫史という。史長は、西市佑、右少史を経て左大史に任じられ、正五位下に昇った。このとき、史長は上卿から頭弁に伝

- えられた勅命を受け、大夫尉を右衛門陣に召して伝達した。
- (18) 大夫尉源頼俊 父は源頼房。讃岐守、陸奥守を歴任した。このとき、頼俊は従五位下檢非違使・左衛門尉であり、ゆえに大夫(五位)の尉と呼ばれる。
- (19) 右衛門陣 内裏外郭の西中門である宜秋門内に所在する。ここでは里内裏のため、高陽院の西門にあたる。
- (20) 備仗季俊 藤原季俊。備仗は、軍事的要地や辺境の国々などに赴任した官人に、朝廷から与えられた警衛の従者。鎮守府將軍には二人与えられた。前鎮守府將軍である源頼義の備仗であろう。
- (21) 軍曹 物部長依(長頼)。『陸奥話記』康平六年二月二十五日に「獻首使者」として「物部長頼為陸奥大目」、「成文抄」四、賞には、同年に「陸奥大掾正六位上物部宿禰長依(討俘囚賞)」とある。軍曹は、鎮守府の官。
- (22) 粟田山・大谷 粟田山は、愛宕郡・宇治郡の境界に連なる諸山の総称。大谷は祇園東の高地。『小右記』万寿四年(一一二七)九月一七日条に、藤原妍子の葬送について「去夜皇太后御葬送(大谷寺北、粟田口南)」とあり、粟田山と大谷は一続きであった。
- (23) 踞躡 歩を進めることをためらい、躊躇すること。
- (24) 晡刻 日暮れ。申の刻(午後三〜五時)。
- (25) 着鉢 鉄製の足かせでつなぐことから、囚人の意。
- (26) 銚の緋 『中右記』嘉保元年(一一九四)三月八日条に「高刺長戟末、付赤小幡注其姓名」、同天仁元年(一一〇八)正月二十九日条に「各付赤比礼書名」とある。首級を挿した銚には、姓名が書かれた赤い小幡(ヒレ)が付けられていた。
- (27) 看督長 檢非違使庁の火長は、看督長・案主・官人従者から成り、そのうち看督長は獄舎の番につくのを本務とし、また犯罪の捜査・追捕等を行った。
- (28) 放免 「放」が脱字となっており、前田家抄出本はそこに「・」を挿入する。放免は、檢非違使庁の下部で、釈放された罪人から選ばれ、犯人の捜索・追捕・囚禁等に従事した。
- (29) 三絶 『陸奥話記』康平六年二月二十六日に「首三級」とある。「三絶」は「三級」か。

- (30) 観る 睹る。見ること。
- (31) 駱駝 人馬や車の往来が絶え間なく続くこと。
- (32) 西獄標 獄門に懸ける」というのは、獄門そのものではなく、「獄門前樹」に懸けるのであり、その樹木が「あふちの木」であった(「おうち」は「せんだん」の古名)。「樗の木」とも書かれるが、本来「樗」は別種であり、「棟の木」が正しい(黒田日出男「首を懸ける」『月刊百科』三二〇、一九八八)。「樗」は、本来はゴズイを指すが、オウチ(棟)とセンダン(梅檀)の意味でも使われた。センダンは代表的な香木で、薫香のほか細工物や仏像の材に用いられる。『倭名抄』二〇(元和古活字本)の「樗」には「悪木也」とあり、ゆえにここで「樗」だと記されたか。『中右記』嘉保元年三月八日条に「梟頭於西獄門前樹上」、同天仁元年正月二十九日条に「懸首於西獄門樹」とある。西獄の門前には樹木(おそらくはセンダン)が植えられる、そこで梟首が行われたと考えられる。
- (33) 除目 春除目として三日間にわたり行われた。このとき、藤原忠家が参議から権中納言に、藤原顕家が権左中弁蔵人頭から参議になっている(『公卿補任』)。これに伴って左中弁藤原泰憲が蔵人頭になった結果(『職事補任』)、源経信が権左中弁に、藤原師基が右中弁となった(『弁官補任』)。正月十一日に権中納言藤原兼頼が亡くなったことによる玉突き人事だろう。他に藤原師成の任左中將、藤原経季の兼備後權守、藤原宗俊の転右中將、藤原能季の任左中將、藤原師兼の転左少將・兼美作權介(『公卿補任』)、藤原隆方の任備後守(『弁官補任』)、中原師平の任明経博士(『地下家伝』)一〇が確認できる。また前九年合戦の論功行賞も行われ、源頼義が伊予守に、義家が出羽守に、義綱が左衛門少尉に、清原武則が鎮守府將軍に、藤原季俊が左馬允に任じられた(『扶桑略記』『百鍊抄』『成文抄』八、賞)。「陸奥話記」はこれを二五日のこととし、さらに物部長頼の任陸奥大目のことを載せる。ただし『成文抄』四、賞はこれを「陸奥大掾」とする。他に『成文抄』一、当年給には、二月二十六日付の女御藤原敏子家・二月三日付の権大納言藤原能信・参議源基平の申文が見える。他に康平六年のこととして、女御藤原敏子当年給として大藏末利の任丹波權掾・田使安光の任伯耆大目、警子内親王当年給として紀福永の任阿波掾・秦清富の任撰津權少目(『同』一、当年給)、菅野生則の任美作少目(『同』一、名替)、膳弘任の任

播磨目(『同』一、任符返上)等が見える。なお、膳弘任の任播磨目は、俊房の康平三年給による山成重の任符を返上したもの。

(34) 除目入眼 入眼は叙位の手続きとして位記に一枚ずつ姓名を記入することを指すが、除目では執筆の大臣が大間書を書き上げ、天皇に奏上する前に日付を書き込むことを指す。そのため除目の最終日を入眼と称した。

(一・一六日条…久米舞子、二五・二七日条…堀井佳代子)

(六) 康平六年三月

【本文】

三月小

十二日甲寅。雨降。季御読経終也。余候南殿下。行香人不足、以六位史加之。甚希有之事也。雖然他人無可加之。仍為終事、所加立也。

【書き下し】

三月小

十二日甲寅。雨降る。季御読経終りなり。余南殿下に候ず。行香の人足らず、六位史を以てこれに加ふ。甚だ希有の事なり。然りと雖も他の人にこれに加ふべき無し。仍て事を終へむが為、加へ立つるところなり。

【註】

(一) 季御読経 毎年春秋二季に各四日間、百人の僧を宮中に召して『大般若経』を転読させ、国家の安泰と天皇の静安を祈願する行事。『北山抄』九、季御読経には「南殿儀」と「御前儀」があるように、両会場で平行して行

われた。

(2) 終り 四日目(竟日)を指す。

(3) 南殿の下 このときの御在所は高陽院。天喜二年(一〇五四)正月八日に焼失した後、内裏体で再建された。康平三年(一〇六〇)の渡御の後、しばらく里内裏として用いられた。詳しくは太田静六「平安末期における高陽院」(『寝殿造の研究』吉川弘文館、一九八七)参照。この時期は太田氏の言う第三期高陽院に該当。ここで俊房は高陽院の紫宸殿相当殿舎で行われた御読経、いわゆる「南殿儀」に参加したのである。ちなみに、天喜二年の焼失以前のことになるが、『栄花物語』三六には西対を清涼殿に、寝殿を南殿として用いていることが見えている。また、『西宮記』五、季御読経事には「殿上王卿候御前、納言行事着南殿」、『江家次第』五、季御読経事には「大臣於陣差定可候南殿之納言・参議等へ納言為行事者、可留南殿、云々。…」とあるように、当日に納言のなから南殿の行事が定められた。公卿のほとんどは御在所での御読経に参加したが、俊房は大臣から命じられて行事として、紫宸殿相当殿舎にいたのだろう。

(4) 行香の人 行香は法会するとき、参会の僧の焼香のために香を配って渡すこと。『江家次第』七、最勝講の清涼殿の行香では、中央の行香机に向かい(香筥)を持って、北側の昆明池障子まで出て、順に僧侶に香を授けながら南側の年中行事御障子まで進んでいる。『江家次第秘抄』御齋会は「公卿香筥ヲ持巡り様ニ、衆僧へ少々宛手へ渡ス、此跡ヨリ図書官人香爐ヲ持廻ル、其時、僧焼香ス」とする。また具体的な導線は『雲図抄』季御読経事の指図に詳しい。

(5) 六位史…に加ふ 行香の人が不足した場合、『西宮記』は弁・少納言・出居・大外記及び殿上人を加え、『北山抄』九、季御読経は弁・少納言を行香の人に含めた上で不足の場合に出居・殿上人を加え、『江家次第』はさらに大外記・史を加え、近代は堂童子も加え、このような儀式書の記載や本条の書きぶりからは、六位の者を南殿に昇らせるのは憚りがあったようだ。ただ実例としてはすでに『九曆(逸文)』天慶二年(九三九)六月二〇日条に五位・六位の外記・史が行香を行ったことが見える。

(堀井佳代子)

（七）康平六年七月

【本文】

六月小^{〔七月大〕}

二日辛丑。天晴。有召參大内。候陣座。頭弁泰賢朝臣、来云、可有祈雨奉幣。其日時可令勘申者。余承仰渡着外座之後、召弁問陰陽寮參否之由。弁申候之由。仰同朝臣、令勘日時。勘了、弁進上卿。々々取文披見。置座、一一立去。次召外記令進宮。即入文等。於一一一奏了。又、召弁下勘文。一弁進神祇官注文。同奏聞了。一弁令成請奏事。余退出。

【書き下し】

七月大^{〔一〕}

二日辛丑。天晴る。召有りて大内に参る。陣座に候ず。頭弁泰賢朝臣、来たりて云はく、祈雨奉幣有るべし。その日時勘申せしむべし、てへり。余仰せを承りて外座に渡り着くの後、弁を召して陰陽寮の参否の由を問ふ。弁、候ずるの由を申す。同朝臣に仰せて、日時を勘へしむ。勘へり、弁上卿に進る。上卿文を取りて披き見る。座に置き、一一立ち去る。次いで外記を召して宮を進らしむ。即ち文等を入る。於一一一奏し了りぬ。又、弁を召し勘文を下す。一弁神祇官の注文を進る。同じく奏聞し了りぬ。一弁請奏の事を成さしむ。余退出す。

【註】

〔一〕七月大 底本は「六月小」だが、この年の六月二日の干支は壬申。七月二日の干支は辛丑で合致するため、月を改めた（加唐興三郎編『日本陰陽曆日対照表』ニットー、一九九一）。おそらく抄出時の誤写か。

〔二〕頭弁泰賢朝臣 藤原泰憲（一〇〇七〜一〇八〇）。『職事補任』によると、このときの頭弁は泰憲。『続古事談』四七も同一人物を泰賢とする。よく用いられた通字であろう。ときに正四位下・藏人頭・左中弁、五七歳。藤原泰通二男。母は後朱雀天皇乳母源隆子。はじめ春宮藏人（皇太弟は後の後朱雀天皇）として仕え、寛仁三年（一〇一九）には春宮御給で典業助。長元八年（一〇三五）には春宮権大進。翌年、後朱雀天皇が即位すると民部権少輔。長元一〇年、中宮権大進（中宮は禎子内親王）。長久二年（一〇四一）、藏人、次いで右少弁。永承元年（一〇四六）、近江守となり、同五年に右中弁。康平六年（一〇六三）に藏人頭、八年に参議・左大弁。延久四年（一〇七二）に権中納言。承暦四年（一〇八〇）に辞して民部卿となり、翌年亡くなった。頼通・師実と結びつき、家司的立場にあったことが『古事談』三九二や『今鏡』四、ふしみの雪の朝に見える。

〔三〕祈雨奉幣 ここで祈雨奉幣の定を行っているが、実際の奉幣記事は残らない。おそらく丹生・貴布禰に対する二社奉幣であろう。平安時代の祈雨奉幣には、当初からあった伊勢奉幣・名神祭奉幣、嵯峨朝以降の名神の特定有力社に奉幣を行う特定数社奉幣、丹生・貴布禰への二社奉幣という四種類が存在し、醍醐朝にそれが整理されて十六社奉幣と二社奉幣、そこから漏れた十一社奉幣となったという（並木和子「平安時代の祈雨奉幣」『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会、一九八六）。

〔四〕その日時勘申 ここ以降の日記本文は『江次第第一』二二、祈雨止雨奉幣（二社）の次第文にはば合致。なお『西宮記』七、臨時奉幣、『北山抄』六、奉幣諸社事にもこれに類する手続きが見えるが、多数の神社への奉幣の手続きであり、二社奉幣ではない。

〔五〕余仰せを承り 後冷泉天皇の仰せ。天皇はときに三九歳。天皇の仰せを受け、俊房が上卿として、祈雨奉幣の定を行った。

〔六〕外座 陣座の南座を指す。一上は最初から端座（南座）に在るが、一上でない公卿は仰せを受けてから座を移る（『江次第鈔』元日宴会）。

(7) 上卿に進る 上卿は俊房本人を指す。ここでは一人称を上卿とする儀式次第的な文体と、一人称を余とする文体が混在している。また祈雨奉幣の日時勘文の様式は『朝野群載』一五に見える。

(8) 座に置：ち去る 字が欠けていて内容が分からないが、座の周囲（例えば「座前」など）に勘文を置いて、弁官が立ち去ったという内容が想定される。

(9) 奏し了りぬ 日時勘文のみを筥に入れて天皇に奏上している。『江家次第』も同様。並木氏前掲論文が二社使の場合の定では、発遣の日時勘申、発遣に必要な宣旨作成、宣命草作成のみが行われるとする通りである。『西宮記』七、臨時奉幣では、使者の定文もここで奏上するが、二社奉幣の使者は蔵人であり、奏上は必要ないのだろう。

(10) 神祇官の注文 『江家次第』で弁が奉る「神祇官幣料請文」に当たる。『江家次第』には「二前料 五色繩各五尺・生絹各五尺」というこの文書の書式が見える。『左経記』寛仁四年七月一八日条の「余（『源経頼・右中弁』、召仰神祇官、令奉幣料請奏。即覽上卿。」は、この局面を述べている。ここで官方請奏が行われている。太政官による官方請奏は、各行事を担当する官司または「所」から太政官（弁官）へ請奏を出し、上卿の判断のもとに蔵人または殿上弁を介して奏する（玉井力「平安時代の請奏」『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇）。

(11) 請奏の：さしむ 弁が史に注文を下して宣旨を作らせたことを指す。『江家次第』に各官司に宛てる宣旨の枚数が見えている。『左経記』前掲条に「次給史、令催幣料。又、仰左右馬寮、召黒御馬一疋之（給宣旨）。」とあるのと同じ局面であろう。

（堀井佳代子）

Annotation of “Suisa-ki” (in Kohei 5-6)

IWASHITA Toru, KUME Maiko & HORII Kayoko

“Suisa-ki” is a diary written by Minamoto no Toshifusa (1035-1121 A.D.), who was a court noble in Heian period. In diaries of this period, the events of the court society, which were mainly the state of ceremonies, were typically recorded. Analysis of these records enables to clarify how politics, administration, and society of the time is going on.

In “Suisa-ki”, the pieces written in 1062-1113 have been in existence intermittently. These years correspond to the transition period from the ancient times to the medieval times. Therefore, this diary is an important resource to understand the dynamic transition in the course of history.

In the current study, the pieces of “Suisa-ki” limited in Kohei 5-6 (1062-1063 A.D.) are introduced with the annotation in detail, and it will be dedicated to the development of the study of the late Heian period.